

## 茨木市移動支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第8号に掲げる事業（第2において「移動支援事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (実施方法)

第2 移動支援事業（以下「事業」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）に規定する指定居宅介護の事業に係る人員に関する基準を満たし（当該基準に準ずると市長が認める場合を含む。）、適切な事業運営を確保することができると認められる社会福祉法人等に委託する方法で実施するものとする。

### (対象者)

第3 事業の利用対象者は、本市の区域内に居住し、又は本市が援護を実施する次の各号のいずれかに該当する者であって、福祉事務所長が外出時に支援が必要と認めたものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）で、重度の視覚障害者等又は全身性障害により常時車椅子を利用するもの
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者で、18歳以上であるもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）で、18歳以上であるもの
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者で、18歳以上であるもの
- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児で、小学校1年生以上の屋外等での単独移動が困難なものうち、保護者等が支援できない

もの

(事業内容)

第4 事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 社会生活上必要不可欠な外出の介護サービス。ただし、通勤、営業活動等の社会経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。

(2) 余暇活動等の社会参加のための外出の介護サービス

2 サービスの提供範囲は、1日の範囲内で用務を終えることが可能なものとする。

ただし、福祉事務所長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(支給の申請)

第5 事業を利用しようとする者は、地域生活支援事業支給申請書兼変更等申請書

(様式第1号)を福祉事務所長に提出しなければならない。

(支給の決定)

第6 福祉事務所長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて支給を決定し、申請者に対し地域生活支援事業支給決定通知書兼利用者負担額決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 福祉事務所長は、不支給と決定したときは、申請者に対しその理由を付した地域生活支援事業不支給決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(受給者証の交付)

第7 福祉事務所長は、第6第1項の規定による支給決定を行った者(以下「利用者」という。)に対し、地域生活支援事業受給者証(様式第4号)を交付する。

(変更の申請)

第8 利用者は、第6第1項の規定による決定を受けた内容に変更が生じたときは、地域生活支援事業支給申請書兼変更等申請書を福祉事務所長に提出しなければならない。

(変更の決定)

第9 福祉事務所長は、第8の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて変更を決定し、申請者に対し地域生活支援事業支給変更決定通知書兼利用者負担額変更決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(受給者証の再交付)

第10 利用者は、第7の受給者証を破損し、又は紛失したときは、地域生活支援事業支給申請書兼変更等申請書を福祉事務所長に提出しなければならない。

2 福祉事務所長は、前項の申請があったときは、適当と認めた者に対し地域生活支援事業受給者証を再交付するものとする。

(支給の取消し)

第11 福祉事務所長は、事業の支給決定を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の支給決定をせず、又は取り消すことができる。

- (1) 事業を利用する必要がなくなったと認めるとき。
- (2) 死亡又は転出したとき。
- (3) 正当な理由無しに事業の利用に関する調査等に応じないとき。
- (4) 虚偽の申請又は不正な行為によって支給決定を受け、又は受けようとしたとき。
- (5) その他福祉事務所長が不相当と認めたとき。

2 福祉事務所長は、前項の規定により支給決定の取消しを行った利用者に対し、地域生活支援事業支給決定取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

3 第1項の規定により支給決定を取り消された者は、速やかに受給者証を福祉事務所長に返還しなければならない。

(利用の方法)

第12 利用者は、事業を利用しようとするときは、第2の規定により事業の実施を受託したもの(以下「事業受託者」という。)に対し地域生活支援事業受給者証を提示し、事業受託者と契約を締結し、サービスを受けるものとする。

(利用者負担金の支払)

第13 利用者は、茨木市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業に係る利用者負担に関する条例(平成18年茨木市条例第28号)第2条に規定する利用者負担金を、事業受託者に直接支払うものとする。

(順守事項)

第14 事業受託者は、従事者の資質向上のために、研修の機会を確保しなければならない。

2 事業受託者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、茨木市及び家族等に直ちに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 事業受託者は、利用者へのサービス提供記録等の帳簿を整備し、10年間保存するものとする。

4 事業受託者及び従事者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第15 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月30日から実施し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市移動支援事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成28年10月14日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市移動支援事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成29年7月13日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市移動支援事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市移動支援事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月1日から実施する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市移動支援事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。  
(経過措置)
- 2 改正後の第14第3項の規定は、令和8年4月1日以後に提供がなされるサービスの提供に関する諸記録に係る書類について適用し、同日前に提供がなされたサービスの提供に関する諸記録に係る書類については、なお従前の例による。